

## 書評

杉本貴代栄著

## 『福祉社会の行方とジェンダー』

A5判／216頁／定価3,150円／勁草書房，2012年

清水 弥生

神戸女子大学健康福祉学部

## はじめに一本書の意義一

最近、若者の保守化とも取れる発言を見聞きすることが増えた。20代の若者に性別役割分業を肯定する人が多数派になっていること、フェミニズムやジェンダーフリーという言葉は「古い」「格好悪い」と発言する若者達、「高齢者を家族が介護するのが当然だ」と50代の親に言われる学生、大阪市生野区や東京大久保での在日韓国朝鮮人へのヘイトスピーチの内容など、内向き志向だとかバックラッシュという言葉だけでは片付けられないものを感じている。

そのような発言や行動は、非正規労働の若者の不満、不安、閉塞感や、女性が働き続けることの厳しさからであるという説明がなされている。20代女性の専業主婦志向は今に始まったことではない。しかし、第一生命経済研究所が2012年11月に行った大学3年生向けの調査で、女性の回答の出産退職希望(44.8%)が継続就業希望(43.3%)をわずかながら上回ったことも注目を集めた。調査では、就職・雇用事情が厳しい(非正規職員の割合が高い)という点に加え、労働時間の短縮化が進まないことなどにより仕事と育児の両立が難しいと考えられている点をこの結果の要因として挙げている<sup>1)</sup>。

このような厳しい状況下であるからこそ、フェミニズムの発展の歴史を押さえた上で、ジェンダーの観点から日本社会の特に社会福祉政策につ

いて考えることが必要である。本書は、著者の5冊目の論文集(2008年～2012年発表および書き下ろし)であり、内容は多岐に渡っている。本稿では各章の内容を紹介した上で、評者の視点から若干のコメントを試みたい。

## 本書の構成と論点

本書は、第1部「社会福祉政策から考える」(第1章～第4章)、第2部「フェミニズムから考える」(第5章～第7章)、第3部「国際比較から考える」(第8章～第10章)の3部構成で、これにコラムとして書評および映画評が掲載されている。

第1部については、第1章、第2章が、著者のこれまでの研究の積み重ねに基づいた概論であり社会福祉政策との関連も深いことから詳しく取り上げる。第1章「社会福祉とフェミニズム思想」で著者は、まずフェミニズムと社会福祉の関わりとその共通点、「目的が同じというだけでなく、置かれた状況も類似している」こと、「個人の障害を取り除くこと、構造的抑圧を取り除くことという、相反する二つの課題を抱えている」(8頁)ことを説く。フェミニズムが明らかにした女性および家族をめぐる問題、福祉国家論におけるフェミニズムの影響、そして日本における今後の課題を指摘する。著者の、社会福祉基礎構造改革により福祉労働のジェンダー分化が進行するのではないかという懸念は現実のものとなり、「フェミニズムと

社会福祉が、手を携えて挑戦すべき今日的課題」(20頁)が提起されている。

第2章「高齢社会とケア労働」では、ケア労働に焦点を当て、主婦なしには成立しない介護保険の実態が指摘される。主婦労働を念頭に置いた登録型ヘルパーの「切り刻み労働/賃金形態」がどのように形成されてきたのか、その軌跡が丁寧に描かれている。外国人介護士の問題を取り上げていることも注目される。

第3章「ソーシャルワーカーという仕事」では、ソーシャルワーカーが直面する課題を論述している。それは次々と出現する(もしくは今まで存在しながら見えなかったが、社会的問題として認識されるようになったDVのような)問題に対応すること、および社会福祉基礎構造改革のような社会福祉の制度の変化に対応することである。

第4章「高齢社会と男女共同参画」では、高齢社会における介護労働者に焦点を当てている。著者によるホームヘルパー調査結果によると、予想通り非正規職員の割合が高いのだが、ヘルパー達は労働条件に不満を持ちながらも肯定的な評価をしている。それは「ホームヘルパーという仕事は、中途採用であっても、転職であっても、正規雇用の管理的職階に就くことが出来る仕事」(57頁)だからである。すなわちホームヘルパーという仕事は女性に特化した職制となっている。

第2部第5章「ジェンダー研究の軌跡」では、1999年の男女共同参画社会基本法成立の背景と経緯が描かれる。残念ながら、男女共同参画政策はバックラッシュにより、少子化対策の一環としてしか発展できなかった。第6章「女性学の発祥と発展」では、アメリカと日本における女性学の発展の歴史が論述される。第7章「今日の買春と性の商品化」では、売春防止法と婦人保護事業について確認した上で、買春ツアー、「従軍慰安婦」の問題、性の商品化まで論じられるのだが、紙幅が限られた中、主要な部分に触れるだけに留まっている。

第3部第8章「日本の福祉国家の特徴と課題」

は、日本、アメリカ、デンマーク、韓国における、シングルマザーを対象としている制度の受給者に対するインタビュー調査の結果から、4カ国の特徴を論述する。本章は、2009年に発表された『シングルマザーの暮らしと福祉政策』の一部で、読まれた方も多いことだろう。各国の制度の比較検討とともにワークフェアについても議論され、読み応えのある労作である。第9章「アメリカにおける高齢女性と所得保障」は、アメリカの年金制度から高齢女性の所得保障を論じたものである。アメリカの「老齢・遺族・障害年金保険」は性中立的ではあるが、被扶養者に手厚い独特な制度である。男性稼ぎ手モデルの社会保障を進めた結果「保険原理から家族の保護の方向へ」(162頁)と社会保険の質的变化が起こったからである。アメリカの年金制度はこのように伝統的家族像と性役割を保護し、結果として日本の年金制度と似通っている点が大変興味深い。第10章「介護保険の日韓比較」では、日本の後に介護保険を導入した韓国との制度比較がなされている。「日本の問題点を教訓としている」韓国の介護保険は、日本のものと様々な点で異なるが、両国とも「家族介護という価値を高く評価する国」(176頁)であり、今後介護保険がどう変化していくのかが離せない。

## 若干の論点

本書の内容を概括した上で疑問点を2点述べ、著者の考えをうかがいたいと思う。著者は第1部の多くの部分で高齢社会の中の「ケア労働」について、また「ホームヘルパー」についての調査結果をジェンダー視点から論じている。しかし、家庭内介護労働者である家族介護者についてはあえて深く触れられていない。調査研究対象としてペイドワークを中心に考えているためだろうか。高齢者問題の中でのケア役割・介護労働についての著作は第2章の注でまとめられているが、家族介護者の負担についての膨大な調査研究と議論の集

積をどう考えておられるのか関心がある。

もう一つは第2部第5章で論じている、日本のジェンダー平等政策は今後どう進んでいくのか、という点である。実は本章は、評者が知りたかった「なぜジェンダー平等政策が見えなく (invisible) なってしまったのか」という問いに答えるものであった。1999年の男女共同参画社会基本法成立後、同法を根拠とした男女共同参画条例制定への反発が契機となり、条例案の変更や廃案を要求するというバックラッシュが起こる。その結果、同法を根拠とする政策の進行は、合意が得られやすい少子化対策に集中していく。少子化対策には「就業と家庭生活を両立させる環境を整備するというプラス面がある」一方で、現在の少子化対策は「〈両親家族〉に価値を置き、必ずしも多様な家族を支援するジェンダー政策となっていない」(83頁)現状がある。

母親と子どもを対象とした社会保障の重要性が議論されながらも現実には進まず、子どもの貧困が進行する社会政策領域と重なる状況である。今後のジェンダー平等政策の行方が注目される。

最後に添えられた映画評について述べておく。4編の映画評は著者のホームページから掲載されており、映画の内容を通じて社会のジェンダー問題を批評する。著者が「ジェンダーとは身近な題材から議論していくことが有効だと考えている」と述べているように、読者の(特に著者の意図通り学生の)関心を引くことに成功していると思われる。

しかし、映画評という短い評論の中での社会批判であるので説明が不十分にならざるを得ない。たとえば、『ミレニアム』〈福祉国家スウェーデンの真実〉では、「女性にパートタイム労働が多い」と記述されている。確かに、性別役割分業を反映し女性が、特に育児中にパートタイム労働を選択することは多いのだが、日本と異なり、時間当たり賃金や待遇、労働組合加入等の条件はフルタイム労働者と変わらない。表面的な現象が同じでも内実は異なっている。「経営者が男女間の給与格

差をつける」という記述も、同一労働同一賃金がほぼ守られている国であるので、職種を変えることによって行われているということなのか、根拠が示されていないので不明である。映画評を読んで自分で深く調べてみようと考えた真面目な学生が多いことを願うことにしたい。

## おわりに

冒頭で評者は日本社会の保守化傾向を示すいくつかの兆候を示した。しかし、それらはただの「先祖返り」や「若者の貧困」のためだけではなく、伏流していた問題が新たな状況の下で異なる様相で顕在化したものである。女子学生の専業主婦志向の強まりは、女性の(新規採用時から)非正規労働割合が高まり、長時間労働を強いられることに対する反応といえる。「行動する保守」活動家へのインタビュー調査を続けている樋口は、近隣諸国との摩擦が在日外国人に対する憎悪に変換されることに注目し、それを「日本型排外主義」と定義している<sup>2)</sup>。その根底には不遇な環境、ネットを中心としたつながり、明示されていないが周囲から受け継いだ差別意識等がある。眼前にある諸現象を検討するためには、本書のような基盤的な枠組みとその歴史を示すことが出来る文献に立ち返ることが重要であると評者は考える。

本書の魅力はフェミニズムと社会福祉の交差に関わる内容の幅広さである。ゆえに、女性学等授業やゼミのテキストとして読むのに最適であろう。また実践の場で働く社会福祉従事者にも読んでもらいたい。社会福祉の現場は女性労働者の割合が高いが、管理職や生活相談員等では男性割合が高く、公務員の多い保健職場と比較するとその差は明らかである。評者は最近女子実習生へのハラスメントの事例に直面したばかりである。読者は自分の立ち位置を確認できるのではないだろうか。

なお、著者は同じ2012年に『フェミニズムと社会福祉政策』(ミネルヴァ書房)を編者として出版

されている。こちらも社会福祉政策の各領域をフェミニズムの視点から論じられているのでお薦めする。

#### 注

- 1) 的場康子 (2013) 若者の性別役割分業意識を考える, 第一生命経済研究所ライフデザインレポート, <http://group.dai-ichi-life.co.jp/dlri/ldi/watching/wt1305.pdf> 2013/06/12
- 2) 樋口直人 (2012) 「『在特会』の論理 (11)」『徳島大学地域科学研究』2, 144-149

## リプライ

### 福祉社会の行方とジェンダー

金城学院大学人間科学部 杉本 貴代栄

はじめに、本書の書評を『人間福祉学研究』で取り上げていただき、かつリプライの機会を与えていただいたことに感謝する。せっかくの機会であるから、評者の清水弥生氏が指摘された疑問点について、紙幅の関係から、日本のジェンダー平等政策はなぜ見えなくなってしまったのか、今後どう進んでいくのかという点について補足することにしたい。

今から顧みれば、1990年代後半とは、ジェンダー問題や男女平等政策に光があたったはじめての時代であった。ジェンダー問題が政策課題として取りあげられ、重要な法制化も行われた。その背景には、1990年代に入ると国連でたびたびジェンダー問題が取り上げられるようになったことがある。1995年9月に北京で開催された第4回世界女性会議では、今までになくジェンダー問題が北京から世界へ向けて発信された。このような国際的な風向きは、日本におけるジェンダー関連の政策が成立・施行される後押しをしたのだった。90年代後半から、ジェンダー平等を志向する政策

が一定の前進をしたのである(例えば、1997年に改正された男女雇用機会均等法、1995年・2002年に改正された育児・介護休業法、2001年に成立した配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律をあげておく)。国際的な後押しがあった一方で、国内的にも「男女平等」を推進する大きな理由が存在した。高齢・少子社会の先行きは、労働力としての女性をおおいに必要としたからである。ここにおいて男女平等は、フェミニズム、政府・経営者側共通の「目標」となったのである。1999年に男女共同参画社会基本法が成立した背景には、このような状況の変化があったからである<sup>1)</sup>。

しかし皮肉なことに、同法を契機としてジェンダー平等の進行への揺り戻しが生じたことは周知のとおりである。同法を根拠として各都道府県・市町村で策定された男女共同参画条例への反発が契機となり、2000年を超える頃から、全国的に「ジェンダー・バッシング」が席卷した。90年代後半から一定の前進を見たジェンダー課題への国の取り組みも及び腰となった。フェミニズムと行政の蜜月は、ほんの数年のことでしかなかったことになる。今でこそ、2000年代当初のような「ジェンダー・バッシング」は沈静化したが、現在でも国立女性教育会館をはじめとする各自治体の女性会館等は、「事業仕分け」の対象とされ、廃業や事業縮小を余儀なくされている。まさに「フェミニズムの冬の時代」の再来である。国が取り組むジェンダー課題とは、多くの人の賛同を得られやすい方向——少子化対策に重点が置かれがちであり、国がかけ声をかける「男女共同参画」とは、フェミニズムの主張とは異なる方向に進みつつある。

では、どうしてこのような「ジェンダー・バッシング」が起きたのだろうか。評者は、このような疑問への答えとして、近年顕著になった日本社会の保守化、特に若者の保守化傾向を指摘し、「しかしそれらはただの「先祖帰り」や「若者の貧困」のためだけではなく、伏流していた問題が新たな

状況下で異なる様相で顕在化したものである」と喝破している。同様な問題がたびたび出現する理由を竹信三恵子は、「暴力装置」と名付けている<sup>2)</sup>。女性の社会進出の気運が盛り上がるたびに出現し、日本社会の変化を妨げる「暴力」の存在があることを指摘している。男女共同参画社会基本法の直後から高まった「ジェンダー・パッシング」も、橋下徹大阪市長の「沖縄の米兵対策に風俗を活用せよ」という発言も、女性を暴力で黙らせる活用法の線上にあるという。このような「暴力装置」を直視し、乗り越えない限り、社会の転換は果たせないと述べている。そもそも、なぜ1990年代後半に「男女平等」が推進されたのだろうか。それは労働力確保や少子化傾向を好転させるために「効果」があること、男女平等は、「リスク」よりも「利益」になるという判断があったからであろう。男女平等を推進するということは、「効果」があってもなくても、公正でまっとうな社会を実現するためには不可欠であるから取り組まれたわけではないのである。まずは男女平等を推進する「理由」を明確化し、合意することから始めなければジェンダー平等政策の進展は進まない。なぜ、ジェンダー平等政策を押し進めなければならないのか。イエスタ・エスピ＝アンデルセンが出張するように、ジェンダー平等な福祉国家をめざさない限り、重大な社会的欠陥—不平等が拡大する—を伴うことになるからである<sup>3)</sup>。エスピ＝アンデルセンの本書には日本の記述はないながら、他の欧米型の福祉国家よりも日本のほうがよりジェンダーに密接する課題を抱えていること、その克服が急務であることは明白である。

「伏流していた問題の出現」や「暴力装置」により、1990年代以前に逆戻りした今日の社会は、それ以前の社会よりもより差別的な格差社会である。評者が指摘しているように、長時間労働を強いられたり、非正規労働の割合が高まることにより、若者の保守回帰が進み、女子学生の専業主婦指向は強まりつつある。在日韓国朝鮮人へのヘイトスピーチやインターネットを通じての差別発言

等も出現した。曾野綾子が週刊誌で、「出産したら女性は会社をお辞めなさい」という旨の発言をしたのはつい最近のことである。上野千鶴子らの反論も見られるが、こんな発言すらまかり通るのが今日なのだ。ジェンダー平等政策の行方など、このままではお寒い限りである<sup>4)</sup>。

そのような社会のなかで、私たち研究者は何ができるのだろうか。その一つの小さな例として、評者が記述してくれた、私が編者として出版した『フェミニズムと社会福祉政策』を紹介させていただきたい<sup>5)</sup>。同書は、社会福祉の各領域をフェミニズムの視点で再検討したものであるが、特に1990年代の変化を通じて、各領域にどのような変化が起こり、あるいはどのような課題が積み残されたのかを論じたものである。各領域とは、母子世帯、少子化政策、労働分野、ケア労働、婦人保護、ソーシャルワーク、ホームレス等である。このような試みが、ジェンダー平等政策の進行の一助となると信じたい。執筆者は、計12人の女性研究者たちである（本書の前書にあたる『フェミニスト福祉政策原論』では、計11名の執筆者のうち2名が男性研究者であったので、必ずしも女性研究者だけに期待しているわけではないが）。今後も社会福祉のなかのフェミニスト研究が、特に女性研究者によって担われ、受け継がれていくこと、ジェンダー平等政策の進展に寄与することを期待したい。

#### 注

- 1) ジェンダー政策が進展しただけでなく、同時期には社会福祉研究においてもジェンダー研究が進展したのだが、この点についての経過と個人的な感想については以下のリプライに記述した。杉本貴代栄「書評リプライ」日本社会福祉学会『社会福祉学』Vol. 54-1, 2013
- 2) 竹信三恵子「安倍政権は裏声で「女は家へ帰れ」と歌う」『世界』2013年7月号
- 3) イエスタ・エスピ＝アンデルセン著『平等と効率の福祉革命—新しい女性の役割』（大沢真理監訳）岩波書店、2011年
- 4) 曾野綾子「私の違和感 セクハラ・パワハラ・マ

タハラ 何でも会社のせいにする甘ったれた女子社員たちへ』『週刊現代』8月31日号. 上野千鶴子「女どうしを闘わせて男はいつも高みの見

物』『婦人公論』10月7日号  
5) 杉本貴代栄編著『フェミニズムと社会福祉政策』ミネルヴァ書房, 2012年